

1ヶ月分(4月分)をお支払い頂き、3月分は、引き渡し日に応じて日割計算とし、5月分(4月28日自動振替)支払時に精算処理いたします。

* 取扱銀行：住友銀行鳳支店 電話 0722-72-3331

口座名：ライオニール鳳管理組合

管理受託者伊藤忠ハウジング管理株式会社大阪支店

口座番号：当座預金201964

(四) 請求書、領収書について

原則として管理費等は毎月一定額ですので、毎月の請求書、領収書は発行致しません。

(ハ) 水道料金は、マンション全体の親メーターの検針に基づいて請求がまいりますので、管理費から一括して支払います。皆様の分は各住戸の子メーターを検針して堺市水道料金表により計算のうえ翌月の管理費等とともに各戸に請求させていただきます。原則として2カ月に1度管理費等と同様自動振替させていただきます。

(ニ) 専有部分の電気、ガスの使用料金は、直接各々の供給者にお支払下さい。

3. 諸設備の利用について

(1) 共用施設のご利用について

(イ) 駐車場

駐車場の使用にあたっては、「駐車場使用細則」をご参照下さい。

(ロ) 自転車置場

自転車置場の使用にあたっては、「駐輪場使用細則」をご参照下さい。

(ハ) オートロック装置

開閉は各戸の玄関扉の鍵又は暗証番号でできます。外来者の訪問時には玄関のインターホンで連絡して部屋内の解錠ボタンで扉を開けて下さい。

(ニ) エレベーターの使用

エレベーターは24時間自動運転状態ですので、目的階のボタン操作で自由に使用できます。

エレベーターの使用に当たっては次の点にご注意下さい。

① 過重の場合は、自動的にブザーが鳴り、動きませんので、乗員、荷物等の調整をして下さい。(定員9名 600kg) 1基(トラップ付)

② 大きな荷物又は重量物の運搬でエレベーターをご使用の場合は、必ず管理事務室まで申し出て下さい。

③ エレベーターが階の途中で止まったり、ドアの開閉不良等異常の場合は、エレベーター内に設けられた非常通報用の押ボタンを押して下さい。管理

事務室及び1階エレベーター横インターホンの通話ができます。

管理員が巡回あるいは不在時には、監視装置が作動してエレベーターサービス会社に通報され技術員が派遣されます。技術員の到着は通報後30分位

かかりますので落ち着いてお待ち下さい。(夜間は約1時間)

④ 火災、地震の時には絶対使用しないようにして下さい。

⑤ 小さな子供のみの使用又は遊びは危険ですからやめて下さい。

⑥ エレベーターには地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置がついております。事故がありますと、もよりの階もしくは1階

に止まりドアが開きますのですぐにおりて下さい。